

令和6年度

P T A 定期総会



尾道市立高須小学校 P T A

令和6年度 P T A 専門委員会活動計画 (案)

	実行委員会	学級委員会	財務委員会	教養委員会	厚生委員会	体育委員会	地区委員会
	事業計画 財政計画 活動計画	学年サークル企画運営 (通年) 学級懇談の充実 運動会準備協力 市P連行事参加協力 灯りまつり 他PTA行事全般	ベルマーク整理 制服無償譲渡活動 「福・服バトンプロジェクト」 運動会準備協力 市P連行事参加協力 他PTA行事全般	広報紙作成 運動会準備協力 市P連行事参加協力 他PTA行事全般	運動会準備協力 普通救命講習協力 給食試食会 市P連行事参加協力 他PTA行事全般	運動会準備協力 高西ブロック親善球技大会運営協力 市P連球技大会運営協力 市P連行事参加協力 灯りまつり 他PTA行事全般	地区連絡 登校指導 市P連行事参加協力 他PTA行事全般
4月	新旧役員会 4/9 みなと祭り 4/21 PTA総会決議報告 (書面にて) 4/26	みなと祭り協力 4/21	みなと祭り協力 4/21	みなと祭り協力 4/21	みなと祭り協力 4/21	みなと祭り協力 4/21	みなと祭り協力 4/21 登校時安全指導 4/25
5月	PTA総会配信 5/2 役員会 5/7 運動会手伝い 5/25		ベルマーク整理 5/21		運動会手伝い 5/25 心肺蘇生法講習会 5/30	運動会手伝い 5/25	登校時安全指導 5/29
6月	役員会 6/4 実行委員会 6/25		福服バトンプロジェクト仕分け 6/18		給食試食会 6/18		登校時安全指導 6/25
7月	役員会 7/2 水辺の安全教室 7/16 (6年生) 7/17 (5年生)		ベルマーク整理 7/9	たかすっ子発行 7/16		市P連親睦ソフトバレーボール 大会代表者会義・審判講習会・練習 未定	ラジオ体操
8月	星空映画祭 8/3 夏季学校清掃活動 8/18	星空映画祭 8/3 夏季学校清掃活動 8/18	星空映画祭 8/3 夏季学校清掃活動 8/18	星空映画祭 8/3 夏季学校清掃活動 8/18	星空映画祭 8/3 夏季学校清掃活動 8/18	星空映画祭 8/3 夏季学校清掃活動 8/18	星空映画祭 8/3 夏季学校清掃活動 8/18
9月	役員会 9/3		ベルマーク整理 9/24			市P連親睦ソフトバレーボール大会 9/15	登校時安全指導 9/25
10月	役員会 10/1	尾道灯りまつり 10/12	ベルマーク整理 10/22			高西ブロック親善球技大会 未定	登校時安全指導 10/25
11月	役員会 11/5 尾道市教育フォーラム 11/9 実行委員会 11/28	尾道市教育フォーラム 11/9	尾道市教育フォーラム 11/9 ベルマーク整理 11/19	尾道市教育フォーラム 11/9	尾道市教育フォーラム 11/9	尾道市教育フォーラム 11/9	登校時安全指導 11/25
12月	役員会 12/3 高須小灯りまつり 12/13		福服バトン募集 未定				
1月	役員会 1/7		福服バトン仕分け作業 1/28				登校時安全指導 1/27
2月	役員会 2/4		ベルマーク整理 2/25				新旧地区委員会 2/17 登校時安全指導 2/25
3月	新旧役員会 3/4 冬季学校清掃活動 3/9 新旧実行委員会 3/11	冬季学校清掃活動 3/9	冬季学校清掃活動 3/9	たかすっ子発行 3/17 冬季学校清掃活動 3/9	冬季学校清掃活動 3/9	冬季学校清掃活動 3/9	冬季学校清掃活動 3/9
備考							

尾道市立高須小学校 P T A 規約

令和 6 年 4 月

尾道市立高須小学校 P T A

〔名称および事務局〕

第 1 条 本会は尾道市立高須小学校PTA（以下「本会」という）と称する。

第 2 条 本会は事務局を高須小学校内に置く。

〔目的および活動〕

第 3 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

（1）学校教育に対する理解を深めこれを促進する。

（2）家庭と学校、地域社会との緊密な連携をはかり、児童の健全育成に努める。

（3）児童の教育環境を良くすることに努める。

（4）会員相互の親睦と研鑽を図る。

（5）その他第3条達成のために必要な活動

〔方 針〕

第 5 条 本会は次の方針に従って活動する。

（1）児童の教育並びに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。

（2）特定の政党や宗教にかたよることなくまた専ら営利を目的とするような行為は行わない。

（3）本会または本会の役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。

（4）国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

（5）本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・干渉も受けない。

（6）学校の人事、その他の管理を妨げない。

第2章 会 員

第 6 条 本会の会員となることができるものは次のとおりである。

（1）高須小学校に在籍する児童の保護者並びに高須小学校に勤務する教職員。

（2）本会の趣旨に賛同するもの。

第 7 条 本会の会員は第3章第10条に定める会費を納めるものとする。これにより、会員は全て平等の義務と権利を有す。

非会員の児童は、会員の児童と同等の福利厚生の恩恵を必ずしもすべて受けられるものではないものとする。

退会の選択については、退会届の提出後、会の決議を以て承認とする。

第 8 条 本会の会員は尾道市立小中学校PTA連合会、広島県PTA連合会、日本PTA全国協議会の会員となる。

第3章 会 計

- 第9条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入によって支払われる。
- 第10条 会費は月額在籍児童一人500円とする。教職員は一人月額500円とする。
- 第11条 本会の経費は、第3条に定める目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第12条 本会の決算は監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員ならびに各委員の選出

- 第14条 本会は目的達成のために顧問を若干名おくことができる。
(1) 顧問は会長が実行委員会の承認を得てこれを委託する。
(2) 顧問は実行委員会の諮問に答える。
- 第15条 本会の役員は次のとおりとする。
(1) 会 長 1名
(2) 副 会 長 若干名
(3) 書 記 若干名
(4) 会 計 2名(1名は教頭)
(5) 会計監査 2名
(6) その他、年度に応じて必要な役員を選出することを妨げない。
- 第16条 役員選出、承認は次のとおり行う。
(1) 会長、副会長、書記、会計は役員候補者選考委員会(第37条)において選出され総会において承認される。
(2) 新役員の就任は4月総会において行われる。
(3) 役員の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。
(4) 前任者は、新任者の就任までその任務を遂行するものとする。
- 第17条 実行委員は以下の方法により選出される。
各地区より1名以上を地区内の協議により選出し、役員候補者選考委員会において決定する。(会長に選任される可能性を踏まえ適任者を選出すること。)
(1) 委員の任期は1年とし再任を妨げない。
- 第18条 専門委員(第35条)の各委員長、副委員長は役員候補者選考委員会において選出され、総会において承認される。
(1) 委員の任期は1年とし再任を妨げない。
- 第19条 全会員は第35条①～⑤の本会の各委員会活動に、参加、協力する。各活動時には全会員に対し、適宜参加協力要請を行う。地区委員に関しては以下の通りとする。
(1) 地区委員は、各地区より1名以上選出する。
選出は地区内にて協議し、地区内の全会員の中より選出する。
- 第20条 会計監査委員は役員候補者選考委員会(第37条)において選出し、総会において承認され本会の会計監査委員とする。
(1) 会計監査委員は2名とする。

第5章 会議および委員会

第21条 本会の会議は、総会・役員会・実行委員会・専門委員会および役員候補者選考委員会とする。

第22条 本会の会議は、都合により随時開催される。

〔総 会〕

第23条 総会は全会員をもって構成される本会の最高議決機関である。

第24条 総会は定時総会および臨時総会の2種とする。

第25条 定時総会は毎年4月に開催し、次の事項を審議、承認する。

- (1) 前年度の決算・事業報告の承認
- (2) 新年度の予算・事業計画の審議、承認
- (3) 新役員の審議、承認
- (4) その他の事項に関する審議、承認

第26条 総会の定足数は委任状を含む全会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第27条 臨時総会は全会員の5分の1以上の要求があった場合または、実行委員会が必要と認めた場合に会長が招集し開催する。

〔役 員 会〕

第28条 役員会は、会計監査委員を除く役員ならびに校長、教頭、主幹教諭をもって構成される。

第29条 役員会は、原則月1回または必要に応じて随時会長が招集する。

第30条 役員会は、予算、事業計画、緊急事項およびその他の事項について協議する。役員の主な任務は次のとおりである。

- (1) 会長は、会務を統括し会合の議長となる。また必要ある場合諸種の会合に本会の代表として出席する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。また、各委員会活動に協力する。
- (3) 書記は、総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、本会の庶務を行う。
- (4) 会計は本会全ての金銭の収入・支出の会計事務を処理し、4月総会においては会計監査を経て決算報告する。

〔実行委員会〕

第31条 実行委員会は会計監査委員を除く役員、専門委員会の正副委員長ならびに校長、教頭、主幹教諭および教職員（若干名）をもって構成される。

第32条 実行委員会は原則として毎学期開催する。

第33条 実行委員会の定足数は実行委員の2分の1とする。

第34条 実行委員会は次の事項を任務とする。

- (1) 各委員会より提案された事項について審議、承認し本会を運営執行する。
- (2) その他運営に必要な事項について審議、承認する。

- (3) 役員および委員長に欠員が生じた場合はこれを補充する。
- (4) 必要あるときは特別委員会を設ける。
- (5) その他全会員により委任された事項を検討する。

[専門委員会]

第35条 専門委員会の種類と、主な任務は次のとおりである。この他必要に応じて実行委員会の承認を得て他の委員会を設置することができる。(決議の定足数は第33条に準ずる)

① 財務委員会

- ・ベルマーク収集活動をととして、必要備品などの拡充に寄与する。また、1年をととしてその啓発を行うことに努める。
- ・制服や体操服等の無償譲渡活動を定期的に実施し、会員の経済的な負担等を軽減するとともに、モノを未来へと繋ぐことで児童のSDGs教育への理解を深める一助となる役割を果たす。

② 教養委員会

児童の健全育成のため、講演会活動など各種行事を企画・実施し、会員の文化・教養活動を推進する。
また、PTA広報誌の発行をととして広報活動を推進また、記録しPTA活動の周知および理解の促進に努める。

③ 学級委員会

サークル活動などをととして、学年また、クラスにおける児童の福祉増進をはかるとともに、学校教育(懇談会や行事など)に関わる協力を行い、会員相互の親睦に努める。

④ 厚生委員会

児童の保健衛生面や学校給食の向上について、学校と連携また協力をはかるとともに、学校内の環境整備、美化活動を主体的に行う。

⑤ 体育委員会

本会活動の体育に関わる企画・運営の中心的役割を果たすとともに、必要また要請に応じて運動会など学校行事への協力を行う。

⑥ 地区委員会

各地区の連絡調整および他団体との協力をはかり、校外における児童の安全指導、健全育成の中心的役割を果たす。

第36条 前条各委員会の活動状況(動員など)や学校行事への協力要請においては、その役務に偏ることなく適宜支援協力を行う。

[役員候補者選考委員会]

第37条 役員候補者選考委員会は実行委員会をもって構成される。(内定者は当委員会

に加わることができる)

- (1) 選考委員長は、役員会において同者のうちより1名を選出する。
- (2) 各地区より選出された候補者から当会において役職を内定させる。
ただし、他に立候補や推薦があった場合は、協議の対象とすることができる。

第6章 細 則

- 第38条 本会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の審議を経て定めることができる。
- 第39条 実行委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

第7章 改 正

- 第40条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則

本規約は1966年4月30日より施行する。

1993年2月16日一部改正

1997年4月24日一部改正

1999年1月17日一部改正

2000年1月16日一部改正

2001年1月21日一部改正

2002年1月20日一部改正

2004年4月28日一部改正

2005年4月26日一部改正

平成18年4月26日一部改正

平成20年4月28日一部改正

平成21年4月24日改正

平成22年4月23日一部改正

令和3年4月30日一部改正

令和4年4月23日一部改正

令和6年4月26日一部改正

高須小学校PTA運営細則

この細則は、高須小学校PTA規約第38条、第39条により定める。

〔会費の徴収〕

- 第1条 本会の会費の徴収は、各児童ごと月毎に徴収する（ただし、7月は7月・8月分、2月は2月・3月分）。徴収した会費の返還はしないものとする。

〔慶弔見舞いなど〕

（慶弔見舞いなど）

- 第2条 尾道市立高須小学校PTAの慶弔見舞いその他に関する対応は、原則として別表のとおり定める。（慶弔見舞いなど別表④参照）

（会長の処理）

- 第3条 会長は、緊急を要すると認める場合は、自らの判断により処理することができる。また、本校区内各種団体の者における対応も同様とする。ただし、いずれの場合も、役員会または実行委員会に事後報告しなければならない。

（改正）

- 第4条 本細則の改正は、役員会、事由によっては実行委員会において承認を得るものとする。

（規定外の事項）

- 第5条 本細則に定めた事項以外で必要がある場合は、役員会または実行委員会で協議のうえ定める。

〔表彰〕

（主旨）

- 第6条 本校の児童や会員が、各種活動や大会において、優秀な成績を残したり、長期にわたりPTAへの協力・貢献が認められる個人や団体を表彰する。

（種類）

- 第7条 賞状・感謝状・金一封・物品の4種より選択する。複数も認める。

（選考）

- 第8条 自薦か他薦の推薦形式で、高須小PTA事務局の所定の書類に記入し提出する。

- 第9条 原則として個人は他薦、団体はその代表者による自薦とする。

- 第10条 役員会また必要に応じて実行委員会において申請内容を審議し、表彰の是非、種類、表彰実行方法を随時決定する。

（実行）

- 第11条 PTA会長の名で表彰する。

- 第12条 第10条において決定した方法で、速やかに実行する。

- 第13条 表彰式が必要と思われる案件については、実行委員会または、総会などを利用する事とする。

(公 表)

- 第14条 表彰を実行した個人・団体は、学校便り等への掲載によって PTA 会員に報告・公表する。

(そ の 他)

- 第15条 推薦者は、実行委員会への出席を希望できる。会長の判断で決定する。
第16条 申請書は、実行委員会開催日まで PTA 事務局で保管される。その間の申請取り下げや、書き換えを認める。
第17条 物品による表彰は、推薦者が購入し後日清算を原則とする。
第18条 金一封か物品の場合、事後申請も認める。
第19条 表彰主旨にそぐわない申請は、会長判断で却下できる。
第20条 同一団体などで表彰基準が次第に厳しくなるのはやむを得ない事とする。
第21条 財源は校外活動部会補助金を主とするが、善行賞などの関係は予備費とする。
第22条 慶弔慰および表彰などに対する返礼は一切おこなわない。

〔校外活動部会〕

- 第23条 校外活動部会への承認は、実行委員会にて協議し、決定する。その場合、下記項目を十分に理解、履行できる団体とする。
決定報告は総会にて行う。

(目的および活動)

- 第24条 高須小学校児童だけで編成される部会であり、健全育成を目的としている。
第25条 PTA とは独立した運営、活動をしている。
第26条 年間を通じて活発な活動をしている。

(方 針)

- 第27条 PTA と相互に理解・協力し合う。
第28条 高須小学校のグラウンド・体育館・その他の施設を使用する場合、学校や他の団体と充分話し合いをし、協力し合う（グラウンド調整会議）。
第29条 指導者（保護者）は活動の主旨を理解し、ボランティアで行っている。

(補 助 金)

- 第30条 他団体より補助金を受けている部会には支出しない。
第31条 部会内のみでは、運営負担の大きい部会に補助金を出す。
第32条 校外活動部への補助金総額は PTA 予算の 10% までとする。
第33条 補助金の額は、年間部費（会費）総額の 25% 以内とする。
ただし、10 万円を超える場合は 10 万円とする。
第34条 新規に補助金を要請する部会は、活動計画書を実行委員会に提出する。実行委員会は、これを協議し決定する。
第35条 補助金を受けている部会は、PTA に会計報告をする。

(そ の 他)

- 第36条 下記のようなことがあった場合は除名とし、補助金を停止する。
場合によっては補助金を返還する。
1. 本来の活動の主旨より外れた場合
2. 不正を働いた場合
3. PTA や他部会との協調が図れない場合

〔地区の合併および分離〕

第37条 本会各地区の合併および分離の原則について以下の通り定める。

1. 分離 地区の児童数が50人以上または、会員の世帯数が40世帯以上となった地区を対象とする。

① 上記のいずれかを満たす場合は、同じ地区内で分離を行い、新たな地区を形成することを原則とするが、地区内での事情により分離が不可能な場合は、実行委員を2名以上と、地区委員を2名以上選任し運営に当たることを了承する。
また、分離時期の原則は、4月1日とする。

2. 合併 各地区において、会員の世帯数が10世帯未満となった場合同じ町内の他の地区と統合することを基本とする。合併時期の原則は、4月1日とする。

3. 本条は状況により暫定的に行う場合がある。

〔委員の免除期間〕

第38条 委員の免除期間を以下の通り定める。

1. 実行委員 : 1年間

2. 地区委員 : 1年間

ただし、2名以上（第37条①の項目に該当する実行委員および地区委員は除く）で任務の者は、免除の対象とはならない。

〔慶弔見舞いなど別表①〕

区分	種 別		贈 答	参列者など（基本）	その他
弔 慰	会員（配偶者を含む）が、事故または、病気などにより死亡した場合		通 夜 または 告別式	金 10, 000 円 と 弔 電	1. 執行部代表 2. 学校職員代表 3. クラス担任 4. 有志 他
	児童が事故または、病気などにより死亡した場合		通 夜 または 告別式	金 10, 000 円 と 弔 電	上記 1～4 の者の他 ※クラス児童 （学校任意）
	教職員およびその 家族が事故または 病気などにより死亡 した場合	教職員 （本人）	通 夜 または 告別式	金 10, 000 円 と 弔 電	1. 執行部代表 2. 学校職員代表 3. 有志 他 （担任の場合） 4. クラスの児童〔担任 以外の時は代表（但 し、学校任意）〕 5. 有志 他
		配偶者・子 ・実父母		金 5, 000 円	1. 執行部代表 2. 学校職員代表 3. 有志 他
	その他学校（教育）関係者が、事故または、病気などにより死亡した場合		告別式	本細則第 5 条により対応する。	
見 舞 い	会員（配偶者含む）または、児童および教職員が、入院療養 2 週間以上の病気・傷害を負った場合		金 5, 000 円 相当の金品	1. 執行部代表または 有志 他 2. 学校職員の代表 （対象者により）	2 週間以下の場合は、 発生事由・傷病などを考 慮し、本細則第 5 条によ り対応する。
	上記同様の場合で、入院療養が 1 ケ月以上の場合		金 10, 000 円 相当の金品	上記同	長期にわたる場合は、 ～20, 000 円を限度と し、 本細則第 5 条により対 応する。
	その他学校（教育）関係者の病気、傷害の場合		本細則第 5 条により対応する。		
	会員（教職員含む）が居住する家屋の火災または 倒壊				
餞 別	教職員の転出および退職の場合は、右をもって 対応する。		1. 勤務年数 2 年以下 金 3, 000 円相当の金品 2. 勤務年数 5 年以下 金 5, 000 円相当の金品 3. 以後 1 年につき 1, 000 円を加算する。 但し、10 年以上は一律 10, 000 円とする。	1. 執行部代表	

（備 考）

- 1) 「執行部代表」とは、会長、副会長（母親代表含む）、書記、会計のうちから選任した者をいう。
- 2) 「クラス代表」とは、各クラスの学級、教養、厚生、体育、財務の代表のうちから選任した者をいう。
- 3) 「関係者」とは、学校区の著名功労者、また地域と各諸団体の代表ならびにこれらに準ずる者をいう。
- 4) 金品などの贈答者の名称は、「尾道市立高須小学校 P T A」とする。

尾道市立高須小学校PTA組織図

(令和6年4月現在)

